

香芝市既存木造住宅耐震改修工事補助事業の対象要件

補助対象住宅：次のいずれにも該当する市内の住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
- ② 3階建て以下の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る））であること
- ③ 耐震診断の結果が構造評点1.0未満であること

補助対象者　補助対象住宅の所有者（共有の場合は共有者全員により合意された代表者）ただし、次に掲げる者は除く

- ・香芝市に納税義務の生じた市税を滞納している者
- ・香芝市に納付義務の生じた国民健康保険料を滞納している者

補助対象工事　構造評点を1.0以上にする耐震補強改修工事

工事期間　補助金の交付決定日以降に工事契約、着工し、原則として翌年1月末日までに完了すること

補助金の額　耐震改修工事に要した経費（一般管理費、現場管理費及び共通仮設費を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、下記の区分に応じて限度額を定める。※耐震改修工事に要する経費は50万円以上とする

香芝市が作成する避難行動要支援者名簿に登録された者が居住する住宅の所有者	100万円を限度とする
上記以外の者	50万円を限度とする

お問い合わせ先　都市計画課
TEL：0745-44-3315